

就学支援金(国補助)、学費補助金(県補助) の申請をお忘れなく!

授業料や入学金の保護者負担を軽減する制度です。
申請される場合、学校が指定する期日までに、必ず学校にご申請ください。
(昨年や、今年4月に申請した方も再度手続きが必要です。)

補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。
(申請せず後から対象と分かった場合でも、遡って申請することはできません。)

【所得基準と補助額】

年収の目安※1 (あくまで目安です)	令和5年度の「市町村民税の課税標準額× 6%－市町村民税の調整控除の額」※2 (こちらの基準で判定します)	就学支援金	学費補助金	
		授業料補助 (年額・上限)	授業料補助 (年額・上限)	入学金補助 (入学年度の 1回のみ)
生活保護世帯	令和5年1月1日時点で 生活保護世帯	396,000円 (通信制:297,000円)	60,000円 (通信制:159,000円)	210,000円 (上限額)
住民税非課税世帯	令和5年度の「県民税・市町村民税の 所得割額の合算額」が 0円			
270万～590万円未満	154,500円 未満	118,800円	337,200円 74,400円 337,200円	100,000円 (上限額)
590万～700万円未満	203,100円 未満			
700万～750万円未満	227,100円 未満			
750万～800万円未満 多子世帯※3	251,100円 未満		対象外	対象外
800万～910万円未満 多子世帯※3	304,200円 未満		337,200円	
多子世帯※3			対象外	
多子世帯※3			74,400円	

- ※1 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている世帯の場合の目安です。
- ※2 父母の合計額です。政令指定都市の場合は、「市町村民税の調整控除の額」に3/4を乗じます。
- ※3 多子世帯とは15歳以上23歳未満の扶養している子ども(中学生を除く)が3人以上いる世帯です。

生徒が早生まれの場合

生徒の生年月日が以下の表に該当し、保護者等が当該生徒を自己の扶養親族としている場合は①のとおり計算します。それ以外の保護者等は②のとおり計算します。

計算方法

- ① (市町村民税の課税標準額 - 33万円) × 6% - 市町村民税の調整控除の額
- ② (市町村民税の課税標準額) × 6% - 市町村民税の調整控除の額

生徒の生年月日	①を使う期間
平成19年1月2日 ～4月1日	【就学支援金】 令和5年7月分～令和6年6月分 【学費補助金】 令和5年4月分～令和6年3月分

所得基準の確認方法

(ご自身であらかじめ所得基準をご確認されたい場合)

所得基準をご確認されなくても、申請していただくことができます。
補助対象となるかわからない場合でも、念のため申請されることをお勧めします。
(補助対象外となった場合、学校を通してご連絡します。)

「市町村民税の課税標準額」、「市町村民税の調整控除の額」は、次のいずれかで確認することができます。給与明細や源泉徴収票では確認することができません。

(マイナポータル)

【マイナンバーカードをお持ちの方】

マイナポータル <https://myna.go.jp/>

※ 「わたしの情報」 ページでご確認いただくことができます。



【マイナンバーカードをお持ちでない方】

○ **令和5年度「(非)課税証明書」** : 市区町村の住民税の窓口で発行

※ 請求時に「市町村民税の課税標準額」と「市町村民税の調整控除の額」を記載して発行するよう必ず伝えてください。

○ **令和5年度「市町村民税・県民税 納税通知書」** : 自営業の場合、5,6月頃に市町村から配付

会社にお勤めの場合、以下の書類で「市町村民税の課税標準額」のみ確認することができます。

○ **令和5年度「市町村民税・県民税 特別徴収税額通知書」** : 5,6月頃に勤務先から配付

就学支援金（国補助）

1 概要

年収約910万円未満の世帯に対して、授業料の負担を補助する国の制度です。お住まいの都道府県に関わらず申請できます。

※ ただし、高等学校等を卒業・修了している、又は在籍期間が通算して36月（定時制・通信制は48月）を超える者は対象外です。

2 申請方法

(1) 既に就学支援金を受給している場合

【全員必須】

○ 申請の意向確認

- ・ 学校が指定する方法（高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien、口頭確認等）で申請の意向を学校にお伝えください。
- ・ 以前提出した申請内容に変更がある場合は、必ず学校に変更内容をお伝えください。

再婚、離婚、逝去等により保護者等に変更があった場合

住所変更（令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の課税地が異なる場合）

単身赴任（単身赴任に伴い、住所登録を移し、令和4年1月1日時点と令和5年1月1日時点の課税地が異なる場合）

海外赴任（海外赴任に伴い、令和5年1月1日時点で日本に住所を有していない、または帰国により、日本に住所を有することとなった場合）

等

高等学校等就学支援金オンライン申請システム e-Shien <https://www.e-shien.mext.go.jp/> (e-Shien)

(2) 就学支援金を受給していない場合

申請手続きについては、学校にお問い合わせください。



学費補助金（県補助） ※ 生徒・保護者等ともに県内在住の方が対象

1 概要

年収約750万円未満（多子世帯は約910万円未満）の世帯に対して、授業料と入学金の負担を補助する県独自の制度です。生徒・保護者等ともに県内在住、かつ県内設置（通信制の場合、本拠校が県内設置）の私立学校に通う生徒が対象となります。

※ 保護者等の片方が単身赴任により県外在住の場合でも対象となります。

※ 保護者等が国外在住等により、市町村民税の課税標準額や調整控除の額を確認できない場合は対象となりません。

2 提出書類

【全員必須】

○ 学費軽減申請書（第1号様式）

- ・ 紙での申請が必要です。

※ 就学支援金の申請で収入状況を届け出ている場合、マイナンバーや課税証明書等の提出は不要です。

【多子世帯の方のみ】

○ 健康保険証貼付台紙

- ・ 世帯年収約700～910万円で、15歳以上23歳未満の扶養している子ども（中学生を除く）が3人以上いる世帯のみ提出。（対象となるかわからない場合には、念のため提出されることをお勧めします）

制度や所得基準の確認方法等については、「私立高等学校等の学費支援制度のご案内」リーフレットにまとめておりますので、併せてご確認ください。

<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/7137/r5leaflet.pdf>

(リーフレット)

